

常任幹事会規程

2013年5月1日改定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という。）定款第49条の規定に基づき設置する常任幹事会の任務、構成および運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 常任幹事会は、本財団の運営、事業の内容に関して代表理事の諮問に基づき審議を行う。

(構成)

第3条 常任幹事会は、代表理事および賛助会員企業・団体の経営者層等から代表理事が委嘱する者（以下、「常任幹事」という。）をもって構成する。常任幹事は、無報酬とする。

(任期)

第4条 常任幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠または増員による常任幹事の任期は、前任者または他の現任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 常任幹事会は原則として年1回開催し、代表理事が招集する。ただし、代表理事が必要と認めた場合には、随時開催することができる。

(事務局)

第6条 常任幹事会の事務局には、総務部長が当たる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（2012年5月1日）

この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所の設立の登記の日から施行する。

附 則（2013年5月1日）

この規程は、2013年5月1日より施行する。